

3教総第419号

令和3年10月6日

各 位

福島県教育庁教育総務課長

(公 印 省 略)

令和3年度福島県教育委員会学芸員採用選考予備試験
実施要項について(送付)

当県の学術文化行政につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

このたび、当県では、下記のとおり学芸員採用選考予備試験を実施することとしました。

つきましては、御多忙中誠に恐れ入りますが、試験実施について関係の方々に御案内くださるよう、よろしく願いいたします。

記

1 実施する試験

令和3年度福島県教育委員会学芸員(美術)採用選考予備試験

2 受付期間

令和3年10月6日(水)～令和3年11月12日(金)※当日消印有効

3 実施要項

別添のとおり

4 福島県教育委員会のホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>

(事務担当 主査 二瓶 一成 電話 024-521-7755)



令和3年度福島県教育委員会学芸員（美術）
採用選考予備試験実施要項

福島県教育委員会

受付期間 令和3年10月6日(水)～令和3年11月12日(金)
第1次試験 令和3年12月1日(水) 第2次試験 令和4年1月17日(月)

1 選考に係る専門分野及び採用予定者数

- (1) 専門分野 美術（主として近・現代美術）
(2) 採用予定者数 1名程度

2 職務内容

- 美術館に関する業務等で(1)又は(2)のいずれかに従事します。
(1) 主として美術品の収集、展示、保存、調査研究等に関する業務
(2) 主として美術に関する教育普及等に関する業務

3 採用予定年月日

令和4年4月1日

4 勤務所

福島県立美術館等
なお、最初の勤務所は福島県立美術館となります。

5 受験資格

- 次の(1)から(3)のすべてに該当する者
- (1) 昭和51年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業（修了）した者又は令和4年3月31日までに大学を卒業（修了）見込みの者
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者又は令和4年3月31日までに資格を取得する見込みの者
- (3) 次のいずれにも該当しない者
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 福島県により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 試験日時、試験会場及び合格者発表

区分	日時	会場	合格者発表日
第1次試験	令和3年12月1日(水) 受付 9:00～9:30 教養試験 9:45～10:45 専門試験Ⅰ 11:00～12:00 専門試験Ⅱ 13:00～14:30 専門試験Ⅲ 14:45～16:15	福島市中町8番2号 福島県自治会館5階 502会議室	令和3年 12月21日(火)
第2次試験	令和4年1月17日(月) 受付 9:45～10:00 適性検査 10:15～12:00 口述試験 13:15～	福島市杉妻町 2番16号 福島県庁西庁舎3階 教育委員室	令和4年 2月10日(木)

※ 応募人数の状況により、試験会場が変更となる場合があります。

合格者発表は、福島県教育委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載することにより行うほか、合格者には文書で通知します。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>

なお、第1次試験、第2次試験とも不合格者に対しては通知しません。

第2次試験は、第1次試験合格者を対象として実施します。

7 試験種目及び内容

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験	職員として必要な一般的知識及び知能についての試験（択一式）
	専門試験Ⅰ	職員として必要な専門的知識（英語）についての試験（記述式）
	専門試験Ⅱ・Ⅲ	職員として必要な専門的知識及び能力についての試験（記述式）
第2次試験	適性検査	職務遂行上必要な適性についての検査
	口述試験	人物及び専門知識についての個別面接による試験

8 提出書類

- 令和3年度福島県教育委員会学芸員（美術）採用選考予備試験受験申込書（別紙）
申込書に必ず顔写真（縦36mm～40mm、横24mm～30mm、白黒・カラーどちらでも可。裏面に必ず氏名を記載すること。）を貼り付けること。
なお、写真は受験票に貼り付けるものと同一のものであること。
- 受験票（別紙）
氏名、生年月日を記入し、必ず顔写真（縦36mm～40mm、横24mm～30mm、白黒・カラーどちらでも可。裏面に必ず氏名を記載すること。）を貼り付けること。
- 最終学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
大学院修了（見込み）の場合は、大学の卒業証明書も併せて添付してください。
- 学芸員資格取得証明書又は取得見込証明書
当該証明書が1回限りの発行のもので、返還を希望する場合は、受験申込書の「学芸員資格証明書の返還希望」欄に明記すること。
- 受験票を送付するための封筒（長形3号）
宛先を明記するとともに、必ず84円切手を貼付すること。

9 受付期間及び提出先

- 受付期間
令和3年10月6日（水）から令和3年11月12日（金）まで
○ 受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時までです。
○ 郵便による場合は、11月12日（金）の消印のあるものまで受け付けます。
○ 受付期間経過後の申込みは、一切受け付けません。
- 提出先
〒960-8688 福島県教育庁教育総務課
福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎3階
電話（024）521-7755（直通）
○ 提出書類は封筒（角形2号）に入れ、その表に赤で「学芸員（美術）申込み」と書いて、必ず簡易書留にして送付してください。
※ 簡易書留の受領証は、受験票が届くまで保管しておいてください。
なお、令和3年11月22日（月）までに受験票が届かない場合には、上記に問い合わせてください。

10 給与等

この試験に合格し、採用されると「職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）」等の規定に基づき、学歴及び経験年数により初任給が決定され、その他諸手当が支給されます。

<参考> 大卒新卒者の初任給の額（令和3年4月1日現在）

適用給料表	研究職
給料月額	198,500円

※上位の学歴や採用前に職歴を有する場合には、一定の基準により考慮されます。

11 試験結果の開示

この試験の結果については、福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、この場合、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験票を持参の上、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合ランク	合格者発表日から1か月間 (開庁日を除く。)	福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎1階 福島県県政情報センター
第2次試験	第2次試験受験者			

12 問い合わせ先

- ◆福島県教育庁教育総務課
電話（024）521-7755（直通）

福島県教育委員会学芸員(美術)採用選考予備試験受験申込書

		※ 受験番号	
1 (ふりがな)		2 性別	写真 1 縦36mm～40mm 横24mm～30mm 2 脱帽上半身 3 裏面のりづけ ※裏面に氏名を 記入すること
氏 名		男・女	
3 生年月日	昭和・平成 年 月 日(令和4年4月1日現在 満 歳)		
4 現住所及び連絡先			
現住所	(〒 -)	(Tel)
連絡先	(〒 -)	(Tel)
5 免許・資格			
名 称		取得年月日	
6 研究業績			
主たる研究分野			
主な業績			
7 希望業務	(1) 主として美術品の収集、展示、保存、調査研究等に関する業務 (2) 主として美術に関する教育普及等に関する業務		

- (注) 1 ※欄は、記入しないこと。
 2 「写真」欄には、最近6か月以内に撮影した顔写真を貼付すること。
 また、写真は受験票と同一のものを貼付すること。
 3 「連絡先」欄は、合格通知等を受ける場合の本人の居所を記入すること。
 4 「研究業績」欄の「主たる研究分野」については、具体的に記入すること。
 また、「主な業績」については、著書、論文(卒業論文等を含む。)、
 調査報告書等の題目、発表出版物名、発行者(社)及び出版年等を
 具体的に記入すること。学会等において発表したものについても記入すること。
 5 「希望業務」については、(1)又は(2)のいずれかに○を付すること。

福島県教育委員会学芸員(美術)採用選考予備試験受験申込書

年月日	学歴・職歴・賞罰など(各別にまとめて書くこと。)

※ 書ききれない場合は任意追加すること。

学芸員資格証明書の返還希望	<input type="checkbox"/>
---------------	--------------------------

※ 学芸員の資格証明書が1回限りの発行であり、返還を希望する場合は、○印を記入すること。

【 宣誓欄 】

私は、次のいずれにも該当しません。
また、この申込書(1面及び2面)に記入した事項は、すべて事実と相違ありません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 福島県により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日 氏名

※日付と氏名を必ず自署すること。

受 験 票

(写真貼付)
 1 縦36mm～40mm
 横24mm～30mm
 2 脱帽上半身
 3 裏面のりづけ
 ※裏面に氏名を記入すること

受験番号		職 種	学芸員 (美術)
ふりがな			
氏 名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日

令和3年度福島県教育委員会学芸員 (美術) 採用選考予備試験を下記の日程により実施します。

この受験票は、試験当日持参し、受付に提示してください。

1 試験日時、試験会場及び合格者発表

区分	日 時	会 場	合格者発表日
第1次試験	令和3年12月1日(水)	福島市中町8番2号 福島県自治会館5階 502会議室	令和3年 12月21日(火)
	受 付 9:00～9:30		
	教養試験 9:45～10:45		
	専門試験Ⅰ 11:00～12:00		
	専門試験Ⅱ 13:00～14:30		
専門試験Ⅲ 14:45～16:15			
第2次試験	令和4年1月17日(月)	福島市杉妻町 2番16号 福島県庁西庁舎3階 教育委員室	令和4年 2月10日(木)
	受 付 9:45～10:00		
	適性検査 10:15～12:00		
	口述試験 13:15～		

合格者発表は、福島県教育委員会のホームページに合格者の受験番号を掲載することにより行うほか、合格者には文書で通知します。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/>

なお、第1次試験、第2次試験とも不合格者に対しては通知しません。

第2次試験は、第1次試験合格者を対象として実施します。

2 試験当日持参するもの

- (1) 受験票
- (2) 鉛筆又はシャープペンシル (HBに限る。)
- (3) プラスチック消しゴム (よく消えるもの)
- (4) 鉛筆けずり
- (5) 昼食

3 試験結果の開示

この試験の結果については、福島県個人情報保護条例 (平成6年福島県条例第71号) 第17条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、この場合、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験票を持参の上、受験者本人が直接おいでください。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合ランク	合格者発表日から1か月間 (開庁日を除く。)	福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎1階 福島県県政情報センター
第2次試験	第2次試験受験者			

令和3年11月 日

福島県教育委員会

(連絡先 福島県教育庁教育総務課
電話 (024) 521-7755 (直通))